

議案第 1 2 4 号

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理業務の事務の委託について

地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により三豊市の一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理業務の事務を委託することについて、別紙の規約をもって中讃広域行政事務組合と協議するため、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

三豊市長 横山 忠始

(議案第 1 2 4 号関係)

中讃広域行政事務組合と三豊市との一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理業務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、三豊市は当該行政区域から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）の処理業務（収集、運搬及びし尿最終汚泥処理の業務を除く。以下「委託事務」という。）の管理及び執行を中讃広域行政事務組合に委託する。

(管理及び執行の方法)

第 2 条 中讃広域行政事務組合を構成する市町の長と三豊市長は、委託事務について円滑な管理及び執行を図るため、管理者会を組織し、協議するものとする。

2 委託事務の管理及び執行については、中讃広域行政事務組合の条例及び規則その他の規定（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、三豊市の負担とし、三豊市はこれの中讃広域行政事務組合に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、中讃広域行政事務組合管理者と三豊市長が協議して定める。この場合において、中讃広域行政事務組合管理者は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を三豊市長に送付しなければならない。

(経理)

第 4 条 中讃広域行政事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、中讃広域行政事務組合歳入歳出予算に計上し、その経理を明確にしておくものとする。

(収入の帰属)

第 5 条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、全て中讃広域行政事務組合の収入とする。

(決算の措置)

第 6 条 中讃広域行政事務組合管理者は、地方自治法第 2 9 2 条において準用する同

法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を三豊市長に通知するものとする。

(条例等の制定等の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される中讃広域行政事務組合の条例等を制定、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ管理者会で協議するものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、中讃広域行政事務組合と三豊市が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。